

裁判 IT 化科研ニュースレター

2023年
夏創刊号

2023年9月30日発行

本 NL のモットー (1) 裁判の IT 化関連のニュースを幅広く提供、(2) 研究のトピックをわかりやすく紹介

※この NL の web 版は下記で読めます！

URL: <https://researchmap.jp/kashida-yoshio/%E7%A0%94%E7%A9%B6%E3%83%96%E3%83%AD%E3%82%B0>

本誌創刊のご挨拶 摂南大学 榎田美雄 (kashida.yoshio@nifty.ne.jp)

『裁判 IT 化科研ニュースレター』受信者の皆様へ

私は、この『ニュースレター』の発行者である高口僚太郎先生がメンバーである科研費の代表研究者をしている榎田美雄と申します。われわれの科研費は、2023年3月に採択された、研究プロジェクトです。この研究プロジェクトは、文部科学省が所管している競争的研究費である「基盤研究 B」という枠組のもので、4 年間で、1742 万円を執行する計画です（間接経費を含む。課題番号は 23H00877。課題名は『裁判手続等の IT 化の影響のビデオエスノグラフィー：ELSI の社会学化の試み』、URL は <https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-23H00877/>）。

この科研費は、現在進行中の「裁判手続等の IT 化」を同時進行的に研究するものであり、様々な状態で「遠隔模擬裁判実験」を行って、分析と提言をしてゆく予定です。研究チームは、社会学、工学、法学等の 8 名の研究者（8 大学）及び弁護士を中心とした法実務家で構成され、国際的な連携も図っていく所存です。

本ニュースレターは、全国の裁判所および弁護士会に無料で送付されます。季刊での発行予定です。もし、上記の研究内容に関心があって、より詳しい資料提供のご希望や講師派遣のご希望がございましたら、摂南大学・現代社会学部の榎田研究室 (yoshio.kashida@setsunan.ac.jp, TEL 072-800-5389) までお問い合わせください。また、「裁判手続等の IT 化」に関してご意見がございましたら、是非ともお寄せください。本誌紙面上への掲載を検討させていただきます。（2023 年 9 月、科研代表者 榎田美雄）

「裁判手続等の IT 化」のある風景—「法の世界の DX」推進の中で

鹿児島大学司法政策教育研究センター 米田 憲市

1. はじめに

榎田美雄准教授のもとで科学研究費基盤研究（B）「裁判手続等の IT 化の影響のビデオエスノグラフィー：ELSI の社会学化の試み」に取り組むにあたり、その意義を、より広い視野から眺めてみたい。

2. 「法の世界のデジタル化・DX」のなかで

「裁判手続等の IT 化」は司法界での取り組みであるが、これは、我が国の「法の世界のデジタル化・DX」の推進といえるより広い動向の一部と位置付けることができる。現在、法の世界をデジタル化する取り組みが、様々な場面で並行して進められている。

(1) 法律事務のデジタル化の取り組み

そのひとつは、デジタル庁を中心とする取り組みである。政府は、2021 年にデジタル庁を設置し、「法令をはじめとする我が国の社会制度やルールに、アナログ的手法を前提とした「アナログ規制」の存在であり、アナログ規制が広く社会に浸透していることが、「デジタル化」を阻害し、デジタル技術の活用を阻んでいる」として、臨時デジタル行政調査会を設けて「構造改革のためのデジタル原則」の方針を定め、それを実現するための取り組みを推進している。

「法制事務のデジタル化」は、法令について各省庁等での起案から内閣法制局、議院法制局の審査、国会での審議、法の制定・改廃情報の官報での公開、条文として可読な形での公開、さらに、それらを保存し、現行法だけではなく、過去に遡って時系列的に法律の改廃情報の管理をデジタルで扱い、IT を通じて広く社会で利活用していくことを目指すものである。

(2) 「アナログ規制の一括見直し」によるデジタル化の推進

また、「アナログ規制の一括見直し」がある。これは、「フロッピーディスク等の記録媒体による行政機関

への申請等についてオンラインによる申請等を可能とするため、オンライン化を可能とする通則法であるデジタル手続法の適用範囲を拡大」と、「特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも、必要な情報を確認できるようにすることで、利便性の向上を図る」ことを主たる内容とするものである。

そのためにデジタル庁では、個別規制の方法を調査し「代表的なアナログ規制である目視規制、定期検査・点検規制、実地監査規制、常駐・専任規制、書面掲示規制、対面講習規制、往訪閲覧・縦覧規制（以下「7項目」という。）に該当するアナログ行為を求める場合があると解される約 5,000 条項の法律、政令及び省令等の規定を洗い出し、見直しの方針を示している。これは今後、政府のみならず自治体においても、その取組みが進められことになっている。

（3）「民事判例情報のオープンデータ化」の取組み

「民事判決のオープンデータ化」も注目されている取組みである。

これまで民事判決は 1 年間に 20 万件超えが出されるが、その公開率は公私の媒体あわせても 5% に及ばないとされてきた。つまり多くの判断が隠されたままになっているのである。これについて匿名化など必要な加工を施して公開し、各判決の内容の検索の充実に加え、AI などを活用した支援システムの開発を創発しようとするものである。これが実現すると、法律文書の作成の著しい効率化が行われ、いわゆる DX の実現に繋がることになる。

（4）司法試験のデジタル化

さらに、司法試験のデジタル化も既定路線とされており、早ければ 2026 年から実施の予定である。これまで 4 日にわたる司法試験での答案作成が手書きであるために、法曹志願者は、試験対策として手書きでの答案作成の練習を強いられてきた。これは、法科大学院における教育カリキュラムの実施もそれをベースに、期末試験などでは手書きでの文書作成と提出を学生に課してきたのである。さらに、司法修習の最終試験である考試（いわゆる 2 回試験）も手書きであるうえ、答案は数枚に及ぶため紐でくくる作業が必須で、紐がくくれないと不合格になるというのは都市伝説ではない。

そもそも、実務に就いて手書きで書類を作成・提出することは現実としてないに等しい。しかし、法科大学院と司法修習を合わせた 3 年から 4 年、学部時代を含めると 5 年以上にわたって、手書き答案の作成のために多大な時間を費やすこととなっていた。

このように司法試験のデジタル化は、法曹志願者の個々のレベルでの学習方法だけではなく、法学教育過程そのものを大きく変化させることが見込まれるのである。

3. 「裁判手続等の IT 化」の意義

こうした中で取り組まれる、「裁判手続等の IT 化」は、欧米やシンガポールなどアジアの一部の国で 2000 年頃以降に積極的に推進されたが、日本ではごく一部に止まり、立ち後れた位置にあると評価されている。

現状の日本では、① 訴えの提起は書面の提出による、② 口頭弁論（法廷）のウェブ参加は認められていない、③ 記録（書面）の閲覧は裁判所でしなければならない。

それを、3 つの e を実現して、「IT 化」しようというのである。即ち①オンラインで書類を提出する「e 提出」、②裁判の当事者が法廷以外の場所からインターネットのウェブ会議の仕組みを使って審理に参加できる「e 法廷」、③書類を電子データで管理し、その内容をインターネットを通じて確認できるようにする「e 事件管理」である。2023 年 4 月に、民事訴訟法を中心とする関係法令の整備がなされ、関係システムの構築とそれを利用する関連規則が検討されており、2025 年度の実施に向けて準備が進められている。

この研究プロジェクトでは、「裁判手続等の IT 化」が、新しい技術を導入する際に生じる ELSI をはらむことに注目している。しかし、これまで、倫理的、法的側面の議論はありつつ、コミュニケーションを含む社会的課題への検証や探求は行われていない。最近より広く用いられる「ICT」ではなく、「IT」が使われていることも、「C」への問題意識の欠如を表しているようにも感じられる。

上述の他のデジタル化・DX の取組みも、コミュニケーションを含む社会的課題としての側面への注目度は低いと言うより皆無に近い。そうした意味で、この研究プロジェクトの取組みが、単体の研究としての成果だけではなく、それと合わせて新たな研究領域を開拓することに繋がりをうるのである。

このほど、民事裁判の全面的な IT 化を実現する民事訴訟法等の改正法案が国会を通過した。すでに数年前から、MS Teams を使った「ウェブ期日」(弁論準備手続き等)や準備書面等のウェブ提出のための民事裁判書類電子提出システム(「mints」)が試験運用されていたが、新法により「e 提出」「e 事件管理」「e 法廷」の各項目に関して IT 化が格段に進展することになる。例えば、訴状などの書面のインターネット上での提出、閲覧、ダウンロード、ウェブ会議による口頭弁論、判決の電子データによる作成とオンラインによる交付等が可能となることで、紙(+電話、ファックス)を中心としてきた日本の民事訴訟制度にとっては大きな転換となる。そして、裁判の IT 化は、他の法実践(調停や仲裁などの ADR や法律相談、等)にも更に広まることになるだろう。

こうした議論の中で、裁判の IT 化の理由として主として挙げられてきたのは、「効率化/負担軽減」という視点である。確かに、IT 化のテクノロジーは、裁判手続きに関わる様々な負担を軽減させて効率化させることに間違いはなかろう。ただし、こうした視点には、通常の対面的なやりとりにおける「現実(リアリティ)」について生じる「相互理解」と IT 化により実現されるそれとは、後者に技術的な制約はあるにせよ、(多かれ少なかれ)同一のものである(そして、人は、IT テクノロジーによって相互理解のための様々な負担から効率的に免れる)との想定がある。

良く知られているように、現象学的社会学者の A.シュッツは、私たちの日常世界を可能としている、状況への疑念が停止され自明のこととして体験される指向を「自然的態度」と名付け、それを可能にする想定を「視界の相互性の一般定立」と呼んでいる。それは、要するに、私たちは「私と他者とは世界を同じように経験してそれについて相互理解することができている」という暗黙の想定の下で日常生活を生きている、ということの意味する。一般に、様々なテクノロジーや関連する人工物の環境は、そこに参加している人々には意識的に知られることなく、そのテクノロジー世界固有の「アフォーダンス」を人に呈示したり(例えば、階段が「登る/降りる」という行為を促すように)、特定のテクノロジーによる環境の「アーキテクチャ」はその下での相互行為を一定方向へと水路づけ(例えば、ファーストフード店の固い椅子が客に長居をさせないように)たりすることが知られている。とすれば、多様な IT テクノロジーによって生み出されるコミュニケーション/相互行為の環境は、一方で、私たちが対面状況と同じ現実を相互理解しているという想定を自明視することができない状況を生じさせ、他方では、それにもかかわらず同じ現実を相互理解しているという想定が自明視される場合には、自他のコミュニケーションに齟齬を生じさせる可能性があるだろう。そして、それが、法という社会制度におけるコミュニケーションである場合には、重要な社会的帰結を生じさせる。

この点で、(法)社会学には、IT 化のテクノロジーの下での法実践を、そのリアルな詳細において系統的に分析することにより、法と法実践の現実を構成するコミュニケーション/相互行為の変容とその帰結を系統的に解明するという、豊饒な探究領域と課題が与えられることになる。

【短報】法実践の IT 化とエスノメソドロジー研究

成城大学 岡田光弘

筆者が依拠している社会学の研究法であるエスノメソドロジー研究では、一貫して、日常生活や制度的な場での「生きられた経験」が重要視されてきました。この研究では、官僚制度の特徴でもあり、様々な現場に偏在している紙媒体は、「飼い慣らされた記録」と特徴づけられてきました。ここで「飼い慣らされた」と表現することは、それを無価値だとさげすむことではありません。これとの対比で、人々の「実践」の意義や重要性を強調することが、その主眼なのです。神が無価値の土塊に命を吹き込むことで人間を誕生させたとするなら、人々は、その実践によって、「飼い慣らされた」紙媒体に命を吹き込み、その場その場での「生きられた経験」を生み出しているということになります。エスノメソドロジー研究によるエスノグラフィーは、その過程を時間軸に沿って正確に辿り、詳細に分析する営みであるともいえるでしょう。今後、紙媒体の利用頻度が減っても、たとえ、なくなってしまったとしても、人々の実践がある限り、日常生活や制度の場を支える「生きられた経験」は、存在し続けるでしょう。新たに様々な媒体が利用されていくにしろ、その物質的な特性に即して、命を吹き込む実践が生み出されることになります。

先般、国会を民事訴訟法の改正法案が国会を通過しました。これによって、民事裁判では、「e 法廷」「e 提出」「e 事件管理」などといった形が採用され、これまでは「当たり前」、かつ便利に利用されてきた紙媒体

の利用を控える方向で話が進んでいます。それに伴い、脱紙媒体という意味での IT 化が、一挙に進展することが見込まれます。具体的な作業としては、訴状などの各種書面のインターネット上での提出、閲覧、ダウンロードなどが行われ、デジタル化への対応が、裁判に関わる通常の作業の過程に組み込まれることです。これは、従来、書面ありき、紙ありきで運用されてきたはずの民事訴訟制度にとって、大きな転換となることでしょう。法をめぐる振る舞いを方向付けるものとして、「当たり前」かつ便利に参照されてきた紙媒体が、様々なガジェット・画面に形を変えることによって、それを取り巻く人々の振る舞いに変化していく姿を具体的に見ていく必要があります。

また、ウェブ会議による口頭弁論など、対面的なやりとりが必要とされてきた裁判の過程の一部が、非対面・遠隔で行われることが可能になり、今後は、実際に、遠隔での実施のために機材や通信環境が整備されれば、これまでと「同じ」法的なやりとりが、これまで以上に、効率的に行えるようになると期待されています。

人々の実践を観察し、それに学ぶエスノメソドロジー研究は、主たる研究法の一つとして、コンピュータによって支援された共同作業（Computer Supported Cooperative Work）を研究領域にしてきました。エスノメソドロジー研究を用いた職場の研究は、場所と対象から、ワークプレイス・ワークプラクティス（WPWP）、あるいは、場所と方法論から、ワークプレイスのエスノグラフィーという呼び方をされています。代表的な研究者の一人である Lucy Suchman に由来するプロジェクトには、理論的な側面と経験的な側面があったといいます。理論的な側面としては、例えば、「プランを持つ（予めの計画に従い活動する）とはどういうことか」といった抽象度の高い認識論的な問題を扱っていました。この方向では、来るべき IT 化について、技術革新前の実践と以後の実践が「同じ」ものなのかといった問いが建てられることでしょう。経験側面とは、作業の実践について、エスノグラフィックな研究と会話分析の研究を行うプログラムのことです。具体的には、様々なテクノロジーや人工物が、人々の「目に入っている」が、「気にされる」ことなく、共同作業の成り行きに影響を与えている姿、また、その際に利用されている方法やその運用を妨げる偶有性について記述するものになります。こうした方向での経験的な研究の蓄積は、どうすれば、以前と同じ、あるいはそれ以上の作業環境を作り上げることができるのかを研究する、コンピュータ支援協調作業（CSCW）という領域を作り上げました。さまざまな組織や職場の環境でのユーザーとコンピュータ装置間の実践的な行為と相互行為の改善を目指して、エスノグラファー とデザイナーが協力しあっているのです。

このように、今回の法改正は、エスノメソドロジー研究に、IT 化のテクノロジーの下での新たな人工物を媒介した法実践が、新たに何を可能にし、効率化し、また何を不可能にし、非効率化していくのかという推移を、事実に基づいて系統的に解明するというコミュニケーション/情報科学上の探究課題を与えたことになるでしょう。

国立大学法人 長岡技術科学大学 高口研究室内 裁判 IT 化科研ニュースレター企画編集室 〒940-2188 新潟県長岡市上富岡町 1603-1 Tel: 0258-47-9911 (内線 9911) Email: koguchi@vos.nagaokaut.ac.jp	編集後記: 発行者の高口と申します。今回の夏号は創刊号となり、代表研究者の榎田美雄先生からの趣旨説明と、米田憲市先生、北村隆憲先生、岡田光弘先生から玉稿を賜りました。私たちの、教育・研究・実践が多くの方たちのお役に立てるのであればこれほど光栄なことはないと思っています。これからもよろしくお願いいたします。(2023 年 9 月)
---	---